

# 第46回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月23日（木曜日）午後 2 時  
受付開始：午後 1 時

## 場所

千葉県千葉市中央区千葉港8-5  
ホテルポートプラザちば 2階 ロイヤル  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33
会場ご案内図	巻末

株主各位

証券コード 2599  
2022年6月8日

千葉県長生郡長柄町皿木203番地1  
**ジャパンフーズ株式会社**  
代表取締役社長 **細井 富夫**

## 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況が全国的に続いておりますことから、昨年同様、適切な感染防止策を実施したうえで、規模を縮小して開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、安全面を最優先に、株主様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を自粛していただくことを強くお勧めいたします。書面又はインターネットにより事前に議決権行使が可能ですので、是非ご利用ください。何卒ご理解とご協力を賜りたくよろしくお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月22日（水曜日）午後6時（当社営業時間終了時）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午後 2 時 受付開始: 午後 1 時
2 場 所	千葉県千葉市中央区千葉港 8 - 5 ホテルポートプラザちば 2階 ロイヤル
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件  第2号議案 定款一部変更の件  第3号議案 取締役5名選任の件  第4号議案 監査役2名選任の件  第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

以 上

■株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://www.japanfoods.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制ならびにその運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

■株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（URL <https://www.japanfoods.co.jp/>）



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日（木曜日）  
午後2時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後6時00分当社到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後6時00分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○ ○ ○ ○ ○ 御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--

（可取権）

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトを  
ログインQRコード

**見本**

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 反対する場合 >> [否] の欄に○印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 全員反対する場合 >> [否] の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> [賛] の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

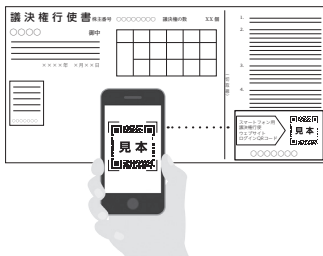
- (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着した議決権行使の内容を有効とさせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

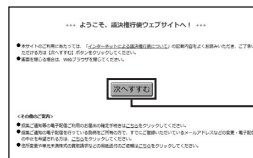
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

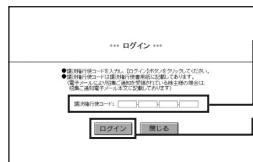
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としております。以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金17円（配当総額は81,989,079円）といたしたいと存じます。  
なお、中間配当金として1株につき金10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金27円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案

### 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容  
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 定款第15条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案

## 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 齊藤克紀氏は本総会終結の時をもって退任となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位、担当
1	ほそい とみ お 細井 富夫	代表取締役社長 <span>再任</span>
2	うえやま あつし 上山 篤	取締役、品質保証管掌、 (兼) 生産技術室長 <span>再任</span>
3	たい けんいち 鯛 健一	社外取締役 <span>再任</span> <span>社外</span>
4	たなべ ひでひろ 田邊 秀洋	社外取締役 <span>再任</span> <span>社外</span>
5	まつうら つよし 松浦 強	社外監査役 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>



候補者  
番号

1

ほそい とみお  
細井 富夫

再任

生年月日：1956年9月22日生  
所有する当社の株式数：26,300株

## ■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年4月 伊藤忠商事(株)入社
- 2001年5月 同社業務部
- 2005年4月 同社欧州繊維グループ長（兼）伊藤忠イタリー会社社長
- 2007年4月 伊藤忠（中国）集団有限公司経営企画グループ長
- 2011年4月 当社顧問
- 2011年6月 当社執行役員、CIO、経営企画・事業推進・WN事業、IR担当、東京事務所長
- 2012年6月 当社取締役、CFO、CIO、経営企画・海外事業・新規ビジネス・人事総務・IR担当
- 2013年4月 当社常務取締役、CFO、CIO、経営企画・新規ビジネス・人事総務担当（兼）経営企画部長
- 2015年4月 当社常務取締役、CFO、CCO、人事総務担当
- 2015年6月 当社代表取締役社長
- 2016年4月 当社代表取締役社長（兼）新規事業部門長
- 2018年4月 当社代表取締役社長
- 2022年4月 当社代表取締役社長（兼）SDGs・ものづくり管掌
- 2022年6月 当社代表取締役社長（現任）

## ■選任理由

同氏は、2015年6月に代表取締役社長に就任以来、中期経営計画“JUMP2015”最終年度の2015年にV字回復を果たし、前中期経営計画“JUMP+2018”を遂行いたしました。2019年5月には、新中期経営計画“JUMP++2021”を開示し、「全員躍動」のスローガンのもと、強いリーダーシップを発揮しており、適切な人材と判断し、引き続き、取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

うえやま あつし  
上山 篤

再任

生年月日：1965年4月22日生  
所有する当社の株式数：11,200株

## ■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1990年4月 当社入社
- 1991年11月 伊藤忠商事(株)出向（1992年10月迄）
- 2006年10月 当社営業部長
- 2011年6月 当社執行役員営業部長
- 2014年6月 当社執行役員営業部長（兼）海外事業推進部長、東京事務所長
- 2015年10月 当社執行役員営業部長（兼）東京事務所長
- 2017年4月 当社常務執行役員営業部長（兼）東京事務所長
- 2019年6月 当社取締役営業部長（兼）東京事務所長
- 2021年4月 当社取締役営業管掌（兼）東京事務所長
- 2022年4月 当社取締役品質保証管掌（兼）生産技術室長（現任）

## ■選任理由

同氏は、1990年4月当社入社以来、製造、商社への出向などを経験した後、営業に移り、2006年からは営業のトップ（営業部長）としてお客様との交渉にあたって参りました。2011年執行役員、2017年常務執行役員、2019年取締役と豊富な役員経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き、取締役候補者としております。

候補者  
番号

3

たい けんいち  
鯛 健一

再任

社外

生年月日：1966年9月12日生  
所有する当社の株式数： 一 株

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年4月 伊藤忠商事(株)入社  
1989年5月 同社畜産部畜産第三課  
2003年4月 同社生鮮流通事業部畜産流通第二課長  
2008年5月 ユニバーサルフード(株)出向  
2009年4月 伊藤忠商事(株)食材流通第一部外食流通課長  
2010年4月 伊藤忠タイ会社食料部長（バンコック駐在）  
2014年4月 伊藤忠商事(株)畜産部長  
2019年4月 同社生鮮食品部門長  
2019年6月 当社社外取締役（現任）  
2021年4月 伊藤忠商事(株)執行役員、生鮮食品部門長（現任）

（重要な兼職の状況）

伊藤忠商事(株)生鮮食品部門長  
Dole International Holdings(株)代表取締役  
プリマハム(株)社外取締役  
株式会社食料マネジメントサポート社外取締役

■選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、総合商社の食料営業部門において豊富な経験・実績・識見を有しており、弊社の経営判断、営業政策の決定、新規分野への投資に関する貴重な助言をいただけることが期待されることから、引き続き、社外取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

たなべ ひでひろ  
田邊 秀洋

再任

社外

生年月日：1972年 5月26日生  
所有する当社の株式数： 一 株

#### ■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1996年 4月 稲畑産業(株)入社
- 2005年 6月 稲畑産業(株)退社
- 2005年 7月 伊藤忠商事(株)入社
- 2008年 4月 同社飲料原料部飲料原料課（兼）食料経営企画部食料新規ビジネス企画室
- 2009年 4月 同社飲料原料部飲料原料課
- 2010年 4月 同社飲料原料部飲料原料課長代行
- 2013年 4月 同社農産部飲料原料課長代行
- 2014年 4月 同社農産部飲料原料課長
- 2016年 4月 同社農産部
- 2016年 5月 ICREST出向（EXECUTIVE VICE PRESIDENT）（ロスアンゼルス駐在）
- 2018年 4月 Dole Packaged Foods,LLC出向（ロスアンゼルス駐在）
- 2020年 4月 伊藤忠商事(株)生鮮食品第三部長（現任）
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）

#### （重要な兼職の状況）

伊藤忠商事(株)生鮮食品第三部長  
株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス取締役  
Dole International Holdings株式会社取締役  
株式会社ワンダーチルディア取締役

#### ■選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、総合商社の食料営業部門において、長く、飲料原料調達ビジネスに携わり、当社単体の属する業界において、豊富な経験、実績、識見を有しており、弊社の営業政策の決定、新規分野への投資に関する貴重な助言をいただけることが期待されることから、引き続き、社外取締役候補者としております。

候補者  
番号

5

まつうら つよし  
松浦 強

新任

社外

独立役員

生年月日：1949年11月12日生  
所有する当社の株式数： 一 株

#### ■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1970年 4月 オリンパス(株)入社
- 2002年 4月 同社品質保証部長
- 2006年 4月 同社品質環境本部長（理事）
- 2007年 7月 同社品質環境本部長（役員待遇主幹理事）
- 2009年10月 （社）日本品質管理学会理事
- 2010年 3月 前橋工科大学客員教授
- 2010年 4月 （社）品質工学会理事
- 2010年 6月 オリンパスメディカルシステムズ(株)常勤監査役
- 2013年 6月 同社常勤監査役退任
- 2015年 6月 当社社外監査役（現任）

#### ■選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、品質管理における専門的な知識と経験を有しており、2015年6月より社外監査役としていたことから、経営に対する監視・監督を十分に発揮して頂けると期待されることから社外取締役候補者としています。

- (注) 1. 取締役候補者の鯛 健一氏及び田邊秀洋氏は、伊藤忠商事(株)の業務執行者ですが、同社は当社の主要株主であり、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
2. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
3. 取締役候補者のうち、鯛 健一氏、田邊秀洋氏及び松浦 強氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鯛 健一氏及び田邊秀洋氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鯛 健一氏が3年、田邊秀洋氏が2年となります。
5. 松浦 強氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって社外監査役を辞任により退任いたします。
6. 当社は、鯛 健一氏及び田邊秀洋氏との間で会社法第427条第1項の規定に従い、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としており、鯛 健一氏及び田邊秀洋氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、松浦 強氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
8. 松浦 強氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

## 第4号議案

## 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役松浦 強氏及び谷 和夫氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者栢之間昌治氏は監査役松浦 強氏の補欠候補者、監査役候補者魚住峰司氏は監査役谷 和夫氏の補欠候補者であり、その任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号

1

かやのま しょうじ  
栢之間 昌治

新任

社外

独立役員

生年月日：1955年 6 月14 日生  
所有する当社の株式数： 一 株

#### ■略歴、当社における地位

- 1978年 4 月 日清製油(株) (現 日清オイリオグループ(株)) 入社
- 2004年 7 月 日清オイリオグループ(株)横浜磯子工場長
- 2008年 6 月 同社取締役 生産、生産技術担当
- 2011年 6 月 同社取締役退任
- 2013年 6 月 同社常務執行役員、生産・物流統括部長
- 2015年 6 月 同社常勤監査役
- 2019年 6 月 同社常勤監査役退任

#### ■選任理由

同氏は、食料・食品製造の経営における専門的な知識と幅広い経験を有しており、経営に対する監視・監督機能を十分に果たして頂けると判断し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

2

うおずみ たかし  
魚住 峰司

新任

社外

生年月日：1971年11月8日生  
所有する当社の株式数： 一 株

## ■略歴、当社における地位

- 1996年7月 伊藤忠商事(株)入社
- 2000年1月 同社金融事業開発部金融事業開発課
- 2001年12月 アイエフジェイカード企画(株)出向
- 2002年3月 ファミマクレジット(株)出向
- 2004年3月 伊藤忠商事(株)金融事業開発部金融事業開発課
- 2005年4月 (株)オリエントコーポレーション出向
- 2008年9月 ITOCHU Finance (Europe) PLC 出向 (ロンドン駐在)
- 2008年12月 伊藤忠欧州会社 (ロンドン駐在)
- 2014年5月 伊藤忠商事(株)財務部ストラクチャードファイナンス室
- 2018年5月 伊藤忠インターナショナル会社 (ニューヨーク駐在)
- 2020年4月 伊藤忠商事(株)統合RM部事業管理統轄室長代行
- 2022年5月 同社食料事業統括室長 (現任)

## ■選任理由

同氏は、総合商社及びその子会社の管理部門の経験が豊富で、人格、識見のうえで当社の社外役員にふさわしいと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、長年に亘り、事業管理、金融事業に従事し、これらの業務を通じて、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

- (注) 1. 監査役候補者の栢之間昌治氏及び魚住峰司氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者の魚住峰司氏は、伊藤忠商事(株)の業務執行者ですが、同社は当社の主要株主であり、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
3. 監査役候補者の栢之間昌治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。
4. 栢之間昌治氏及び魚住峰司氏は、社外監査役候補者であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に従い、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としており、栢之間昌治氏及び魚住峰司氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。栢之間昌治氏及び魚住峰司氏が監査役に選任され就任した場合には、両氏ともD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 栢之間昌治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、当社の役員の構成及び期待する分野は次のとおりとなります。

	氏名	属性	経	財	生	リ	戦	法	国
取締役	ほそい とみお 細井 富夫		●			●	●		●
取締役	うえやま あつし 上山 篤		●		●		●		
取締役	まつうら つよし 松浦 強	独立 社外	●		●	●			
取締役	たい けんいち 鯛 健一	社外	●				●		●
取締役	たなべ ひでひろ 田邊 秀洋	社外	●				●		●
監査役	みやかわ えつお 宮川 説夫	社外		●		●	●	●	
監査役	かやの ましろうじ 栢之間 昌治	社外 独立	●		●	●			
監査役	うおずみ たかし 魚住 峰司	社外		●		●	●		

※ご参考までに、各候補者に特に期待する分野を記載しております。

経	経営経験	財	財務・会計	生	生産管理・品質管理	リ	リスクマネジメント
戦	事業戦略・マーケティング	法	法務・法規制等	国	国際性・多様性		

## 第5号議案

# 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。候補者からは、監査役が在任中に退任し法令に定める監査役の員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

せいけりゅうた  
清家 隆太

生年月日：1972年7月20日生  
所有する当社の株式数： 一 株

### ■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1996年4月 伊藤忠商事(株)入社
- 1997年10月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業・審査部
- 2002年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)出向
- 2005年6月 伊藤忠商事(株)食料事業統括部
- 2009年4月 同社生活資材・化学品事業統括部
- 2012年4月 伊藤忠・中国経営管理グループ（北京駐在）
- 2014年7月 伊藤忠・中国経営管理グループ（上海駐在）
- 2018年5月 伊藤忠商事(株)住生活事業・リスク管理室長
- 2022年5月 同社統合RM部事業管理統轄室長（現任）

### ■選任理由

同氏は、総合商社において事業審査を経験したのち、海外駐在、事業会社経営管理、与信管理業務を長年に亘り経験しており、これらの業務を通じて財務・会計に関する相当の知見を有していると判断されることから、補欠の社外監査役候補者としています。

- (注) 1. 清家隆太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 補欠監査役候補者の清家隆太氏は、伊藤忠商事(株)の業務執行者ですが、同社は当社の主要株主であり、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
  3. 清家隆太氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に従い、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
  4. 清家隆太氏が監査役に就任した場合には、会社法第430条の3第1項の規定に従い、保険会社との間で締結しております役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約により、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。清家隆太氏が監査役に就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。

以 上



# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、4－9月（上期）に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、4月に政府より緊急事態宣言が発出された後も、コロナ第5波の発生による7月から9月にかけて緊急事態宣言の延長もあり、景気・消費の低迷が続きました。10－3月（下期）に関しては、全世代を対象としたワクチン接種が急速に進捗したことや、9月末に緊急事態宣言が解除されたことにより、10－12月にかけて、一時、経済活動の正常化が進みましたが、1－3月にかけては、オミクロン株の拡大によるまん延防止措置や、ロシアのウクライナ侵攻や世界的なインフレ懸念等に伴う原油価格の上昇、急速な為替変動及び世界的な需給バランスの悪化等により、依然として経済の先行きが不透明な状況が続いております。

国内飲料業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による消費低迷が継続する中、第1四半期（4－6月）では、前年に比べて飲料の消費回復傾向であったものの、第2四半期（7－9月）のコロナ第5波により前年割れとなりました。一方で、第3四半期（10－12月）は、緊急事態宣言が解除されたことで消費が持ち直しましたが、第4四半期（1－3月）では、オミクロン株の世界的な流行により本格的な回復には至らず、当連結会計年度における業界全体の販売数量は、前年同期比3%増（飲料総研調べ）にとどまりました。

このような状況下、当社グループでは、「ひとが第一」「持続可能な経営」の考えのもと、更なる品質向上を目指した改善活動を活性化する「品質経営」、生産・物流を効率化する「低重心経営」を重点的に推進し、「ふ・け・か（防ぐ・削る・稼ぐ）」の進化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、受託製造数量が増加したものの、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用に伴い、当連結会計年度の期首より一部の売上高については、純額計上に変更したため、売上高は9,576百万円（前年同期比22.6%減）、営業損失は387百万円、経常損失は海外飲料受託製造事業（中国）の業績好調による持分投資利益の増加247百万円等もあり171百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益752百万円を計上したことにより、356百万円の利益となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

(国内飲料受託製造事業)

国内飲料受託製造事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による市場環境の悪化がございましたが、積極的な受注活動及び低重心経営に努めた結果、当連結会計年度における受託製造数は36,404千ケース（前年同期比11.0%増）、セグメント損失は426百万円（前年同期はセグメント損失797百万円）となりました。

(海外飲料受託製造事業)

海外飲料受託製造事業（中国、連結対象期間：2021年1月から12月期）につきましては、事業が好調に推移したことにより、セグメント利益は211百万円（前年同期比0.8%減）となりました。

(その他の事業)

水宅配事業及び水宅配フランチャイズ事業等につきましては、ボトルドウォーターの配送コスト削減等により、セグメント利益は44百万円（前年同期比76.6%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主要な設備に重要な異動はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資又は社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

## (4) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

		第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	第45期 (2021年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	16,577	15,672	12,378	9,576
営業利益又は営業損失 (△)	(百万円)	766	408	△750	△387
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	680	458	△564	△171
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△335	119	△498	356
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△)	(円)	△69.60	24.83	△103.29	73.88
総資産	(百万円)	19,811	21,835	24,893	22,178
純資産	(百万円)	7,858	7,890	7,192	7,291
1株当たり純資産額	(円)	1,629.39	1,636.00	1,491.24	1,511.93

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 売上高には、消費税は含まれておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

		第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	第45期 (2021年3月期)	第46期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	16,453	15,563	12,275	9,470
営業利益又は営業損失 (△)	(百万円)	746	398	△738	△393
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	725	432	△792	△422
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△282	100	△724	106
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△)	(円)	△58.64	20.93	△150.13	22.16
総資産	(百万円)	20,037	22,102	24,877	21,808
純資産	(百万円)	8,114	8,021	7,215	6,942
1株当たり純資産額	(円)	1,682.49	1,663.13	1,496.12	1,439.56

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 売上高には、消費税は含まれておりません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループが、2022年5月13日に公表した2022年度から2024年度までの3カ年を対象期間とした中期経営計画（“JUMP+++2024”－品質経営とサステナビリティ－）において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

### ■ 「品質経営」と「サステナビリティ」

- ① 2つのセグメントの継続成長（コア：本社工場、新規：事業会社/新ビジネス）
- ② 人材の更なる活性化（最適配置・育成強化）
- ③ 環境配慮・「SDGs」への貢献、持続可能なスクラップ&ビルド
- ④ キャッシュ・フロー極大化、財務体質の改善

## (6) 中期経営計画

当社グループは、前中期経営計画（“JUMP++2021”－次のステージへ－）において、「2つの成長戦略」及び「ふ・け・か（防ぐ・削る・稼ぐ）」の進化に努めてまいりました。2022年5月13日に公表した2022年度から2024年度までの3カ年を対象期間とした中期経営計画（“JUMP+++2024”－品質経営とサステナビリティ－）においては、「ふ・け・か（防ぐ・削る・稼ぐ）」を更に進化させた「品質経営」を全社推進し、製品・サービスと業務プロセスの品質を高め、無形資産の最大活用に伴うあらゆる生産性の向上、新製品の積極受注や新たな販売領域の創出、及び10年先を見据えた総合スクラップ&ビルド計画の実行により、収益を最大化し、財務体質の改善をはかります。また、「サステナビリティ・SDGs課題への対応」を新たな重要課題ととらえ、環境・人権に配慮したSDGs目標を設定し、その達成により、経済価値と社会価値を両立させた「100年企業」を目指します。

2022年度から2024年度までの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、次のとおりです。

		中期経営計画“JUMP+++2024”		
		2022年度	2023年度	2024年度
売上高	(百万円)	10,500	10,900	10,900
営業利益	(百万円)	400	700	700
経常利益	(百万円)	550	900	950
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	450	700	750
株主資本比率	(%)	38	40	45
ROE	(%)	6.0	9.0	9.3
営業キャッシュ・フロー	(百万円)	1,600	2,600	2,600

## (7) コーポレート・ガバナンスへの対応

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営理念」にある「公正・透明・誠実な企業活動と開かれた企業」ならびに「企業の持続的発展と社会・環境との共生」に沿い、当社の企業活動が適正かつ適切に行われるよう、ガバナンスが有効に機能する体制を構築することであり、この基本的な考え方にに基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

当社の業容に相応しいコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2015年12月制定「コーポレート・ガバナンス基本方針」を2018年12月の取締役会決議により見直し制定しております。

また、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂において、企業の「サステナビリティ・SDGs課題」への対応が強く求められています。その中で、2022年5月13日に公表した2022年度から2024年度までの3カ年を対象期間とした中期経営計画（“JUMP+++2024”－品質経営とサステナビリティ－）において、「サステナビリティ・SDGs課題への対応」を新たな重要課題ととらえ、環境・人権に配慮したSDGs目標を設定し、その達成に努めてまいります。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

- ① 親会社の状況  
当社には親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JFウォーターサービス株式会社	10 百万円	100 %	水宅配及びウォーターサーバーメンテナンス

## (9) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

- ① 国内飲料受託製造事業
  - ・ ペットボトル飲料の受託製造
  - ・ びん飲料の受託製造
  - ・ 缶飲料の受託製造
  - ・ 酒類飲料の受託製造
- ② その他の事業
  - ・ 水宅配に関する販売、機械メンテナンス

## (10) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

- ① 当社

名称	所在地
本社	千葉県長生郡長柄町皿木203番地1
東京事務所	東京都中央区京橋2丁目5番18号（京橋創生館6階）

- ② 子会社

名称	所在地
JFウォーターサービス株式会社	本社：千葉県長生郡長柄町皿木203番地1

## (11) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内飲料受託製造事業	257名	増減なし
その他	10名	増減なし
合 計	267名	増減なし

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
257名	増減なし	41.4歳	14.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、執行役員及び定年後の再雇用を含む契約社員が含まれており、当社から他社への出向社員、派遣社員及びパート等の員数は含まれておりません。

## (12) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	5,478 百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,340
株式会社千葉銀行	1,298
株式会社三菱UFJ銀行	1,228
株式会社三井住友銀行	529
株式会社みずほ銀行	461
三井住友信託銀行株式会社	445
日本生命保険相互会社	350

## (13) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前連結会計年度に続き2期連続の重要な営業損失を計上し、金融機関との間で締結している一部の長期借入金に付されている財務制限条項に抵触したことから、継続企業の前提に重要な疑義が生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大という一過性要因が大きく影響したことに加え、当社では対応策としてトップラインの回復・拡大、あらゆる生産性の向上及び財務体質の改善を現在並びに将来計画において鋭意推進中であり、主力取引金融機関数行から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて承諾を得ていることから、不確実性はないと判断しております。

## 2 株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,100,000株
- ③ 株主数 12,522名 (前事業年度末比 421名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	1,745千株	36.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	295	6.13
株式会社博水社	215	4.46
ジャパンフーズ従業員持株会	125	2.59
東洋製罐グループホールディングス株式会社	70	1.45
株式会社日本カストディ銀行	47	0.98
アサヒ飲料株式会社	40	0.83
株式会社千葉銀行	30	0.62
サントリー食品インターナショナル株式会社	30	0.62
越後谷 太郎	28	0.60

(注) 1. 当社は、自己株式を277,113株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 上記銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を以下のとおり含んでおります。

株式会社日本カストディ銀行

(信託口) 28,000株 (信託口4) 7,400株 (信託A口) 3,600株

(年金信託口) 3,300株 (証券投資信託口) 3,100株 (年金特金口) 2,100株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(信託口) 295,800株

4. 当事業年度中に会社役員に対して交付した株式はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 井 富 夫	
取締役	上 山 篤	営業管掌、東京事務所長
取締役	齊 藤 克 紀	
取締役	鯛 健 一	伊藤忠商事株式会社 生鮮食品部門長 Dole International Holdings株式会社 代表取締役 プリマハム株式会社 社外取締役 株式会社食料マネジメントサポート 社外取締役
取締役	田 邊 秀 洋	伊藤忠商事株式会社 生鮮食品第三部長 株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス 取締役 Dole International Holdings株式会社 取締役 株式会社ワンダーチルディア 取締役
監査役 (常勤)	宮 川 説 夫	JFウォーターサービス株式会社 社外監査役 株式会社ウォーターネット 社外監査役 株式会社ウォーターネットエンジニアリング 社外監査役
監査役	松 浦 強	
監査役	谷 和 夫	伊藤忠商事株式会社 食料事業統括室長 株式会社日本アクセス 社外監査役 伊藤忠食糧株式会社 社外監査役 ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION 社外監査役

- (注) 1. 取締役齊藤克紀氏、鯛 健一氏及び田邊秀洋氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役宮川説夫氏、松浦 強氏及び谷 和夫氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役宮川説夫氏は長年に亘り伊藤忠商事株式会社及びその子会社において与信審査・リスクマネジメント・経理・決算業務等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役齊藤克紀氏及び監査役松浦 強氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。  
 5. 当事業年度末後に生じた会社役員の地位及び担当の異動については次のとおりであります。

氏名	新役名及び職名	旧役名及び職名	異動年月日
細 井 富 夫	代表取締役社長、 SDGs・ものづくり管掌、	代表取締役社長	2022年4月1日
	代表取締役社長	代表取締役社長、 SDGs・ものづくり管掌	2022年6月1日
上 山 篤	取締役、品質保証管掌、生産技術室長	取締役、営業管掌、東京事務所長	2022年4月1日



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び日本、海外における会社法上の子会社の取締役、社外取締役、監査役、執行役員、社外派遣役員、退任役員、管理職・監督者としての地位にある従業員及び法定相続人・代理人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該対象者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、又、填補する額について限度額を設けることにより、当該対象者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役及び監査役の指名並びに報酬決定の方針と手続き

①取締役及び監査役の指名並びに報酬に関する執行側からの提案内容を社外役員連絡協議会にて事前に十分協議した上で、取締役会にて審議の上決定することにしてあります。

### ② 取締役報酬等の決定方針

改正会社法による決定方針を以下のように定め取締役会にて決定しています。

- i) 取締役の個人別の固定報酬の額又は算定方法の決定方針
  - ・ 役位による月例固定報酬テーブルに基づき支払う。役位は取締役会の承認を必要とする。
- ii) 業績連動型報酬等の額又は数の算定方法の決定方針
  - ・ 当社の過去の業績と今後の計画数値を勘案し、指標として適切と判断した連結税後利益8億円に対する達成率及び単体EBITDAの対前年度伸長率の指標に基づき、業績連動報酬テーブルにより取締役の業績連動報酬の総額が決定される。なお、業績連動報酬のうち60%が金銭報酬として支給される。
- iii) 非金銭報酬の内容、非金銭報酬の額もしくは数は数又は算定方法の決定方針
  - ・ 業績連動報酬のうち40%が譲渡制限付き株式として株主総会の承認を得て、支給される。
- iv) 固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等の割合の取締役個人の報酬額(全体)に対する決定方針
  - ・ 固定報酬合計を12として、業績連動金銭報酬3、業績連動非金銭(株式)報酬2の割合とし、取締役会にて

決定する。但し、業績連動報酬の額は ii) 記載の指標に基づき変動する。

v) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

・月例固定報酬は、株主総会終了後の7月から翌年6月迄を1年とし、毎月支給する。業績連動報酬は、評価対象年度の株主総会の開催月の最終営業日に一括して支払う。

vi) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を特定の取締役に委任する場合は、委任を受ける者の氏名又は、その株式会社における地位及び担当、その権限の内容及び委任を受ける者により、その権限が適切に決定されるための措置

・委任する者：代表取締役社長 細井富夫

・委任の内容、理由及びその権限が適切に決定されるための措置：

上記 ii) 、 iii) 、 iv) の方式で算定した業績連動報酬総額の個人別配分は、各取締役の定性評価を公正にできる立場にある代表取締役社長が、各取締役のMBO評価（業績評価）とインタビューに基づき、配分額・数を決定すること（決定内容は取締役に報告される）。

(注) 1. ii) に記載の指標の実績

	2019年度	2020年度	2021年度
連結税後利益目標の達成率	10%	—	40%
単体EBITDAの対前年度伸長率	80%	50%	160%

2. 当該事業年度に係る取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

・2021年4月の取締役会にて、全取締役の賞与を支給しないことが決定され、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断されました。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動金銭報酬	業績連動非金銭 (株式) 報酬
取締役 (うち社外取締役)	6 (3)	57 (9)	57 (9)	— (—)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	28 (28)	28 (28)	— (—)	— (—)
合計	9	85	85	—	—

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月18日開催の第34回定時株主総会(取締役員数 7名)において年額250百万円以内（但し、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2010年6月18日開催の第34回定時株主総会(監査役員数 3名)において年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 業績連動報酬は、常勤取締役のみに支給される制度となっております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	鯛 健 一	伊藤忠商事株式会社	生鮮食品部門長
取締役	田 邊 秀 洋	伊藤忠商事株式会社	生鮮食品第三部長
監査役	谷 和 夫	伊藤忠商事株式会社	食料事業統括室長

(注) 伊藤忠商事株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。

### ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
監査役 (常勤)	宮 川 説 夫	JFウォーターサービス株式会社 株式会社ウォーターネット 株式会社ウォーターネットエンジニアリング	社外監査役 社外監査役 社外監査役
取締役	鯛 健 一	Dole International Holdings株式会社 プリマハム株式会社 株式会社食料マネジメントサポート	代表取締役 社外取締役 社外取締役
取締役	田 邊 秀 洋	株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス Dole International Holdings株式会社 株式会社ワンダーチルディア	取締役 取締役 取締役
監査役	谷 和 夫	株式会社日本アクセス 伊藤忠食糧株式会社 ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION	社外監査役 社外監査役 社外監査役

- (注) 1. 取締役鯛 健一氏は、Dole International Holdings株式会社の代表取締役であり、プリマハム株式会社及び株式会社食料マネジメントサポートの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
2. 取締役田邊秀洋氏は、株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス及びDole International Holdings株式会社、株式会社ワンダーチルディアの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
3. 監査役谷 和夫氏は、株式会社日本アクセス及び伊藤忠食糧株式会社、ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATIONの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

### ③ 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	齊 藤 克 紀	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜意見を述べており、主に製造や品質管理に関する豊富な知識や工場経営者としての経験を活かし、当社経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	鯛 健 一	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に総合商社における豊富な経験・実績・識見を活かし、経営判断、営業政策の決定、新規分野への投資に関して必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	田 邊 秀 洋	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に食糧原料関係の豊富な経験、実績、所見を活かし、営業政策の決定、新分野への投資に関する必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役（常勤）	宮 川 説 夫	当期開催の取締役会17回全てに出席し、主に生産におけるリスクマネジメントに関する意見や、財務および会計に関する知見を活かし、適切な発言を適宜行うなど、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。又、当社開催の監査役会8回全てに出席し、監査役会の議長として議案の提出・説明・進行等を行っているほか、適宜必要な発言を行っております。
監査役	松 浦 強	当期開催の取締役会17回全てに出席し、主に品質管理、工場経営に対して毎月活発な助言を行い、工場管理職に対し品質管理に関する研修を行うなど、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。又、当社開催の監査役会8回全てに出席し、議案に関する活発な質疑を行っております。
監査役	谷 和 夫	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に財務及び経営に関する知見を活かし、長期借入の実行や一般投資、事業経営に関し貴重な助言を適宜行うなど、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。又、当社開催の監査役会8回全てに出席し、議案に関する活発な質疑を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の遂行状況ならびに報酬見積もりの算定根拠等の相当性を吟味・検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役とも協議の上で、監査役の過半数の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,013,754</b>
現金及び預金	1,079,826
電子記録債権	699,530
売掛金	1,802,327
商品及び製品	56,570
原材料及び貯蔵品	157,715
その他	217,783
<b>固定資産</b>	<b>18,164,928</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,801,861</b>
建物及び構築物	7,989,746
機械装置及び運搬具	6,676,171
工具、器具及び備品	220,127
土地	484,898
リース資産	409,873
建設仮勘定	21,044
<b>無形固定資産</b>	<b>492,456</b>
ソフトウェア	450,801
ソフトウェア仮勘定	19,360
その他	22,294
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,870,609</b>
投資有価証券	1,197,300
繰延税金資産	591,294
その他	82,014
<b>資産合計</b>	<b>22,178,682</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,713,851</b>
買掛金	767,191
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	1,922,104
リース債務	74,132
未払金	1,111,929
未払法人税等	17,233
未払消費税等	275,631
その他	45,627
<b>固定負債</b>	<b>10,172,966</b>
長期借入金	8,710,274
リース債務	314,824
固定資産除去費用引当金	396,000
退職給付に係る負債	99,009
資産除去債務	652,849
その他	9
<b>負債合計</b>	<b>14,886,818</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>6,918,014</b>
資本金	628,800
資本剰余金	272,400
利益剰余金	6,281,438
自己株式	△264,624
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>373,849</b>
為替換算調整勘定	382,432
退職給付に係る調整累計額	△8,582
<b>純資産合計</b>	<b>7,291,864</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,178,682</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,576,533
売上原価		8,056,327
売上総利益		1,520,205
販売費及び一般管理費		1,907,530
営業損失 (△)		△387,324
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	3,135	
持分法による投資利益	247,349	
補助金収入	13,880	
雇用調整助成金	18,390	
その他	44,965	327,732
営業外費用		
支払利息	92,029	
支払手数料	12,821	
その他	7,342	112,193
経常損失 (△)		△171,785
特別利益		
投資有価証券売却益	316,891	
固定資産売却益	618	
固定資産撤去費用引当金戻入額	435,200	752,709
特別損失		
固定資産除却損	823	
減損損失	1,704	2,528
税金等調整前当期純利益		578,395
法人税・住民税及び事業税	1,480	
法人税等調整額	220,609	222,090
当期純利益		356,305
親会社株主に帰属する当期純利益		356,305

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,968,616</b>
現金及び預金	1,056,605
電子記録債権	699,530
売掛金	1,787,065
商品及び製品	54,491
原材料及び貯蔵品	155,661
前払費用	182,049
その他	33,211
<b>固定資産</b>	<b>17,839,793</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,801,861</b>
建物	7,517,604
構築物	472,141
機械及び装置	6,676,171
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	220,127
土地	484,898
リース資産	409,873
建設仮勘定	21,044
<b>無形固定資産</b>	<b>492,456</b>
借地権	1,000
ソフトウェア	450,801
ソフトウェア仮勘定	19,360
電話加入権	1,488
その他	19,805
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,545,474</b>
関係会社株式	876,669
長期貸付金	5,720
長期前払費用	2,759
繰延税金資産	587,478
その他	72,846
<b>資産合計</b>	<b>21,808,409</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,704,859</b>
買掛金	761,494
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	1,922,104
リース債務	74,132
未払金	1,110,332
未払費用	29,116
未払法人税等	17,053
未払消費税等	274,322
預り金	15,699
その他	602
<b>固定負債</b>	<b>10,160,719</b>
長期借入金	8,710,274
リース債務	314,824
固定資産撤去費用引当金	396,000
退職給付引当金	86,761
資産除去債務	652,849
その他	9
<b>負債合計</b>	<b>14,865,579</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>6,942,829</b>
資本金	628,800
資本剰余金	272,400
資本準備金	272,400
利益剰余金	6,306,253
利益準備金	103,400
その他利益剰余金	6,202,853
別途積立金	6,000,000
繰越利益剰余金	202,853
自己株式	△264,624
<b>純資産合計</b>	<b>6,942,829</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>21,808,409</b>



## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	9,470,098	
売上原価	7,995,735	
売上総利益	1,474,363	
販売費及び一般管理費	1,868,115	
営業損失 (△)	△393,752	
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	3,135	
受取手数料	11,526	
受取賃借料	9,076	
補助金収入	13,880	
雇用調整助成金	18,390	
その他	26,888	82,909
営業外費用		
支払利息	92,029	
支払手数料	12,821	
その他	7,253	112,104
経常損失 (△)	△422,946	
特別利益		
投資有価証券売却益	316,891	
固定資産売却益	618	
固定資産撤去費用引当金戻入額	435,200	752,709
特別損失		
固定資産除却損	823	823
税引前当期純利益	328,938	
法人税・住民税及び事業税	1,300	
法人税等調整額	220,761	222,061
当期純利益	106,877	

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ジャパンフーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 賀 山 朋 和 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャパンフーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ジャパンフーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 賀 山 朋 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンフーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

ジャパンフーズ株式会社 監査役会

常勤社外監査役 宮川 説 夫 ㊟

社外監査役 松浦 強 ㊟

社外監査役 谷 和 夫 ㊟

以上

# 会場ご案内図

JR  
千葉みなと

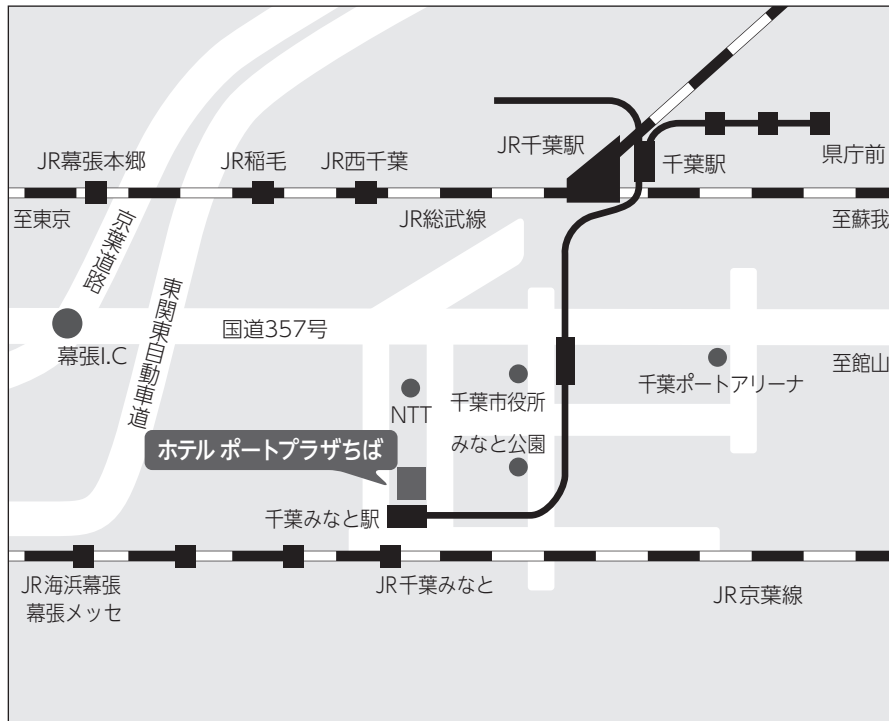
徒歩  
約1分

千葉  
みなと駅

徒歩  
約1分

ホテルポート  
プラザちば

JR京葉線「千葉みなと駅」より徒歩1分  
千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩1分



会場 千葉市中央区千葉港8-5  
ホテルポートプラザちば  
電話 043-247-7211